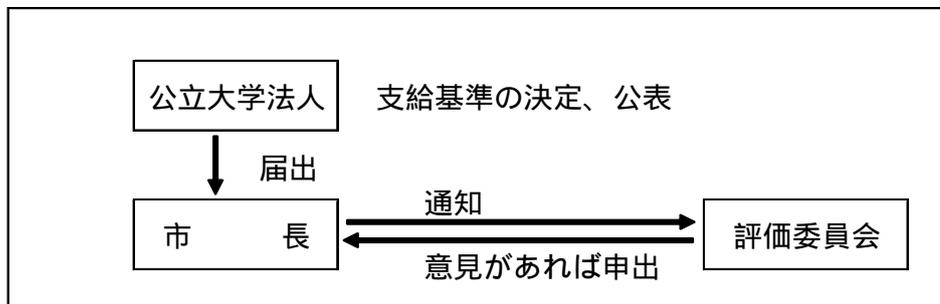


## 役員に対する報酬について

## 1 地方独立行政法人法での報酬等の原則

- (1) 役員に対する報酬等の支給の基準は、国および地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人および民間事業の役員の報酬等、当該公立大学法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。
- (2) 役員に対する報酬等は、役員の業績が考慮されるものでなければならない。

## 2 役員の報酬および退職手当の支給基準の手続き



## 3 公立大学法人秋田公立美術大学役員報酬等の基準

## (1) 給料

区 分	役員報酬
理事長(1人)	854,000円 / 月額(上限)
副理事長(1人)、常勤の理事(2人)	564,300円 / 月額(上限)
非常勤役員(理事1人、監事2人)	30,000円 / 日額

職員を兼務する役員(副学長、事務局長)には、職員給与規程により職員として給与を支給するが、役員としての報酬等は支給しない。(職員としての給与を支給する。)

## (2) 手当

## ア 期末手当

支給月	支給額
6月	(給料月額 + 給料月額 × 0.2) × 1.40 × 在職期間率
12月	(給料月額 + 給料月額 × 0.2) × 1.55 × 在職期間率

## イ 寒冷地手当

法人職員の例による

## (3) 役員退職手当

支給額 = 給料月額 × 勤続月数 × 22.5 / 100